

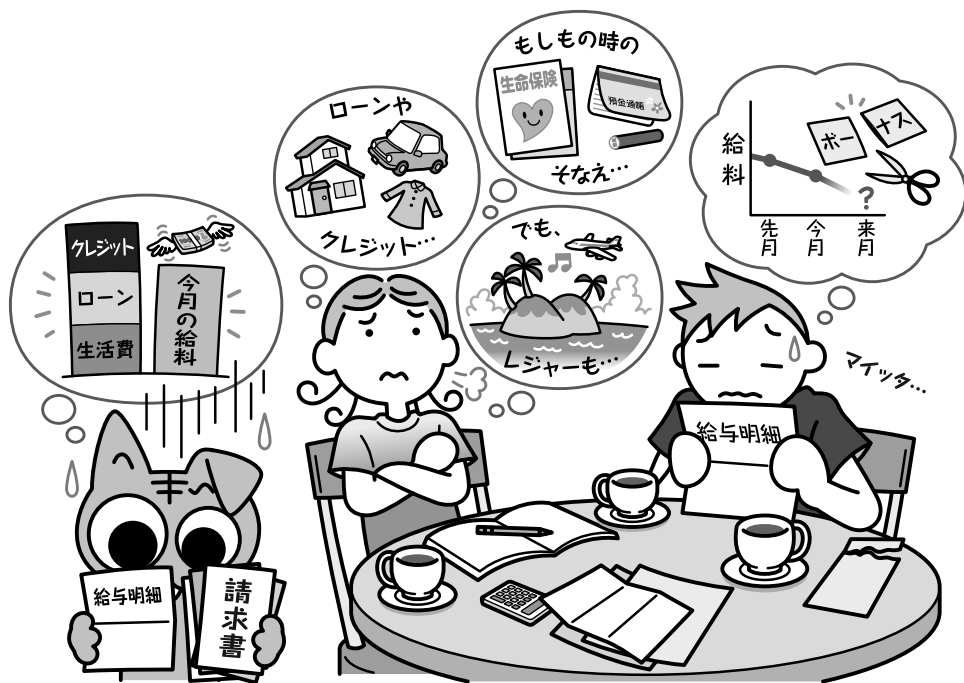
マネートラブルに かつ!



セーフティーでいこう! 消費者の自立を支援するために

グレーゾーン金利廃止







県民の皆さまへ

安心できる暮らしのために

消費者トラブルは、ますます複雑化する傾向にあります。

トラブルにまきこまれないためには、商品や契約に関して正しい知識を持つことが大切です。

いざというときに、どこに相談したらいいのか、どう解決すればいいのか本書を読んで役立ててください。



目次

県民の皆さまへ	3
安心できる暮らしのために	3
こんな手口、あんな手口①	4
若者が狙われている！	4
こんな手口、あんな手口②	6
「自分みがき」もいいけど…	6
こんな手口、あんな手口③	8
架空請求・不当請求は無視！	8
こんな手口、あんな手口④	10
ネットにひそむ落とし穴。	10
こんな手口、あんな手口⑤	12
楽してもうかる話はない。	12
これだけは知っておこう。	14
気づいたら、すぐ行動！	16
借金は「悪」なのか？	18
なぜ安い金利にしないの？	20
カードはかっこいい？	22
多重債務という地獄。	24
借金は必ず解決できる！	26
消費者の自立とは？	28
困ったときは、まず相談。	29
悪質業者ゲキタイ法！！	30

キャッチセールス②
英語ができれば



キャッチセールス①
興味あるし……



こんな手口、あんな手口①
若者が狙われている！

「キレイになりたい」「異性から好かれない」「リッチになりたい」……誰もが抱いているそんな願望につけこむのが悪質商法です。とくにクレジット契約ができる20歳を過ぎたばかりの若者が狙われています。とにかく相手は人をだますプロ。「自分だけは大丈夫」という人ほど危険です。手を替え品を替えて現れる「だまし」の手口、でも根は同じなのです。

相手は「だまし」のプロ

世の中にはあの手この手で高額の商品やサービスを売りつける悪質商法が後を絶ちません。強引にクレジット契約を結ばされ、返済に行き詰まり多重債務におちいる例もあります。「自分は大丈夫」と思っている相手はだましのプロ。納得できない契約は絶対にしたくない、という心がまえが必要です。仮に契約してしまっても解約や取り消しなどの解決策があります。

若者が狙われる、その手口は？

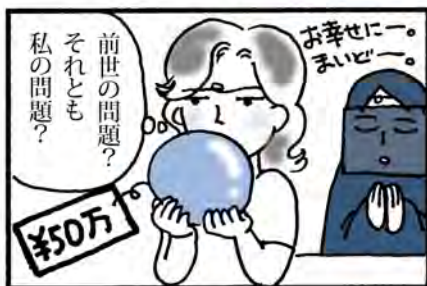
街を歩いていると「ちよつとアンケート」「ちよつと時間ある？」と呼びとめられます。景品をあげる、無料のお肌診断をと言葉巧みに近くの事務所や店に連れていき、数人で囲んで断りきれない雰囲気をつくり、高額の商品やサービスを契約させるのがキャッチセールスです。痩身エステ、健康食品、ダイヤモンドのネックレス、英会話などがよくあるケースです。

見知らぬ人から突然電話で誘われ、行ってみたら会員権やアクセサリー、版画などを売りつけられた。これがアポイントメントセールスです。

商品・役務等別相談件数 (2011年度上位10位)			
順位	商品・役務等	件数	割合(%)
1	アダルト情報サイト	95,364	10.9
2	サラ金・フリーローン	56,038	6.4
3	賃貸アパート・マンション	36,346	4.1
4	デジタルコンテンツその他	35,039	4.0
5	出会い系サイト	26,181	3.0
6	商品一般	22,887	2.6
7	ファンド型投資商品	18,203	2.1
8	相談その他	16,971	1.9
9	四輪自動車	14,652	1.7
10	移动通信サービス	14,369	1.6
全相談件数		878,598	100.0

※件数は2012年5月末現在 出典：(独)国民生活センターHP

霊感商法
明るいミライ？



デート商法
これってナンパ？



アポイントメントセールス
断れないよ…



呼び出す口実は「あなたが選ばれました」とか、異性からの「会いたい」という甘い言葉。断りたくても「契約するまで帰れない」雰囲気……。最近はず「メル友」になり、実際に会ってみたら販売目的だったというケースも増えています。いずれにしても断る勇気が大切です。

もしも被害にあったら

いったん契約したら、一方的にやめることはできません。しかし、契約内容や方法に問題があれば、「消費者契約法」「特定商取引法」を活用して解約や取り消しができます。契約から8〜20日間以内なら、無条件に取り消しができるクーリング・オフ制度もあります（詳細は17ページ）。

契約した事業者（英会話教室やエステ店など）が閉鎖したり雲隠れした場合、クレジット会社への支払いを停止しなければなりません。同様に商品に問題があったり、販売時にウソをつかれた場合もクレジット会社への支払い停止を求めることができます（支払い停止の抗弁権）。

解約したいと思ったら、ひとりで悩まずに、まぐ国民生活センターや各自自治体の消費生活センターに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです（詳細は29ページ）。

若者も老人もターゲットにする悪質商法

ひとり暮らしの若者を狙って多いのが新聞購読のトラブル。「いつでもキャンセルできる」「3カ月無料、半年先からでもいい」などと強引に契約を迫ります。購買するつもりがなければその場できっぱり断りましょう。アパート・マンションの解約時には経年劣化による部屋の汚れ、傷みを理由に敷金を返さないどころか追加請求してくるトラブルも多発しています。

こんな手口、あんな手口②

「自分みがき」もいっげど...

誰だってキレイになりたいし、英語も話せるようになりたい。性格を変えたいと願う人もいるでしょう。社会人になれば、資格をとってスキルアップを考えるのも無理はありません。しかし、そんなあなたの悩みや弱みを悪質商法が狙っています。高額契約のダメージを受けると「自分みがき」どころではありません。どうか、契約する前にゆっくりじっくり考えて。

次々販売① 始まりはエステ



次々販売② もう要らない!!



悪質商法から自分を守るコツ



—それでも相手は人をだますプロ!—



押し切られると「次々販売」が...

冷静に考えれば数十万円もする商品をパッと衝動的に買う人は少ないはず。でも、「今ならお得」「あなたにぴったり」としつようにすすめられると、「クレジットなら払えるかな」と思ってしまうのです。一度押し切られて契約してしまうと、「この客はカモ」と見られて次から次に高額な商品売りつけられる「次々販売」の被害に遭う危険性もあります。

たとえば、月5万円の支払いが月10万円になれば支払いに行き詰まるのは目に見えています。最悪なのは返済のため消費者金融から借入れてしまうこと。最初にキツパリと断る勇気がなかったために、クレジット契約が多重債務への入り口になってしまいうケースがあるのです。

契約は慎重に、よく考えてから

契約をすすめられても、すぐにその場で決めてしまわないことです。契約書をよく読み、支払方法や中途解約の場合、返品や返金はどうなるのかなど十分に確認して、納得してから申し込みましょう。

展示販売
ホントに見るだけ



資格商法
断ったのに!?



自己啓発セミナー
役に立つの？



エステや英会話など「継続的なサービス」を受ける契約は、とくに慎重に考える必要があります。事業者がきちんと営業していることが前提です。なかには商品を買わせるのが目的の業者もいます。また、受けるサービスの結果が目に見えにくいため、あまり長期にわたる契約は考えものです。即答は避け、本当に必要かどうか一歩引いて考えましょう。

その場でカード発行、おかしくない？

悪質業者の中にはカード会社と組んで、その場でカードを発行し、高額商品を買わせるケースがあります。法改正により支払い能力を超えるクレジット契約は禁止になりました（14ページ参照）。カードを使つてのキャッシングをすすめられたり、学ロン（学生ローン）や消費者金融に強引にひっぱりこまれたりしても、後には借金しか残りません。

「断ったつもり」は通用しない

職場や家庭に突然電話してきて、国家資格などの取得をすすめる、テキストやDVDなどを無理矢理売りつけるのが「資格商法」と呼ばれるもの。「結構です」「いいです」とあいまいな返事をして断ったつもりでも、勝手に教材を送りつけてきます。断る場合にははっきり「要りません」「断ります」と言いましょ。電話勧誘は、一度断ると再勧誘は禁止されています。

悪質な業者が一度引かかった人に「解約の手続きをしてあげる」などと近づき、さらに解約料や手数料を請求する二次被害も見受けられます。電話勧誘でも原則、契約書の交付が義務づけられていますし、クーリング・オフもできます。

メールの架空請求
E-イ払っちゃえ



ワンクリック請求
見ちゃったし…



こんな手口、あんな手口③
架空請求・不当請求は無視!

ある日突然、はがきやメールなどで身に覚えのない入会金や使用料を払えと言ってくる「架空請求」「不当請求」が横行しています。「勤務先を調査、給料の差押え」「取りに行く」などと不安をおおりますが、いちばんいいのは無視すること。ただし最近、無視できない悪質な架空請求も登場しているので、不安な場合は消費生活センターなどに相談してみましょう。



「取りに行く」は、ただの脅し

いくら身に覚えのない請求でも、「家や学校勤務先に取り立てに行く」と言われたら誰でも不安になります。出会い系やアダルトサイトの請求などの場合、人には知られたくないし、相談するのは恥ずかしいと思いがちです。でも、それが悪質業者の狙いなのです。不安をおおるようになんか士名や法律事務所、債権回収センター、法律名なども書かれています。すべてデタラメ。入手しやすい名簿や一斉メールでアトランダムに送りつけているだけなのです。「取りに行く」という取りに来たためしはありませんから、冷静に対応しましょう。

決してあわてず、次の手順で

①心当たりがなければ払わない
一切支払う必要はありません。たとえ心当たりがあっても、まず消費生活センターに相談してから。

②相手に連絡しない、クリックしない

電話やメールで問い合わせたくなりますが、それは相手のワナです。相手はアトランダムに送り

■ワンクリック請求の例

出典：総務省HP
国民のための情報セキュリティサイト

事例1

[件名]
新しい出会い!
[本文]
あなただけに素敵な
お知らせがあります。
安心の出会い系サ
イト
http://aeaeaeaeaeae

リンクをク
リックした
だけで登録
完了画面へ

登録が完了しまし
た!ご入会ありが
とうございます
固有識別番号
○○○○○○○

入会日から3日以
内にご利用料金をお
振込ください。

事例2

[件名]
新しい出会い!
[本文]
あなただけに素敵
なお知らせがあり
ます。
安心の出会い系サ
イト
http://aeaeaeaeaeae
今すぐクリック!!

☆安心の
出会い系☆
18歳以上で、規
約に同意して入会
します。
利用規約
はい いいえ

「はい」「いいえ」
のどちらをクリック
しても同じ登録
完了の画面が
表示される

ご入会ありがとう
ございます
あなたの個人識別
番号○○○○○○○
を登録させていた
だき、入会手続き
が完了しました。
ご利用料金
30日間：25,000
円

■はがきによる架空請求例

最終告知

平素はアダルトグッズ、有料情報サイトを御
利用いただき、有難うございます。さて、貴方
様がお使いになったサイト利用料金が未納と
なっており、当社が料金支払い延滞に関してブ
ラックリスト掲載要請を受けました。リスト掲
載、さらに財産の差し押え等の行政処分手続き
を現在申請中です。ただし、お支払い頂ければ
迅速に延滞リストから削除させて頂きまので、
お支払いをお願いします。

例●●●●●●

料金担当 (0801) XXX-XXXX
お問合わせ担当 (0801) XXX-XXXX
受付時間/9:00 ~ 20:00 定休日/日曜日

本書到着後、上記まで一週間以内に連絡なき
場合、顧問弁護士を間に挟み、訴訟手続きを
開始させて頂きます。手続きを開始した場合、
親権者又、ご勤務先にご連絡させて頂きます。

お客様コード：AF-XXXXXX

携帯電話の機種・個人識別番号・
位置情報からあなたの個人情報
がもれることはありません。
あわてて請求代金を支払ったり、
返信してはダメです。



4つのポイント!

ワンクリック請求の
トラブルに遭わないために

- お金はいっさい払わない
- 不用意にクリックしない
- クリックしても返信しない
(個人情報をもらさない)
- 困ったらまず相談

出会い系不当請求

リターンはNO!

重要なお知らせ!!

出会い系サイトの利用
料および延滞料として
5万円を至急、下記の
口座にお振込ください

お問合せ

間違いにもほどがある。
電話して、ちゃんと
確認してもらわ
なくちゃー!

しまったく...
ご...
ご...

お電話ありがとう
ございます!!

担当の者が責任を
持つて確認いたしま
すので、お客様の
お名前・ご住所・ご
連絡先をお教えくだ
さい

はい...
ちぎと
せつ!

ウワッ、
たまらん
誰か
なんと
かして
くれ!!

払え!
払え!

つけているだけで、あなたを特定しているわけ
はありません。連絡すると逆に個人情報を相手に
教えることになり、脅迫的な取立てが始まります。
家族が勝手に個人情報を教えるなど、対応しない
よう、こうした手口が「架空請求」だと事前に知
らせておくことも大切です。

③ 身近な消費生活センターへ
利用したかどうかはつきりしない、どうも不安
だ...そんな時は身近な消費生活センターへ相談を。
架空請求についての情報やアドバイスを得られま
す。

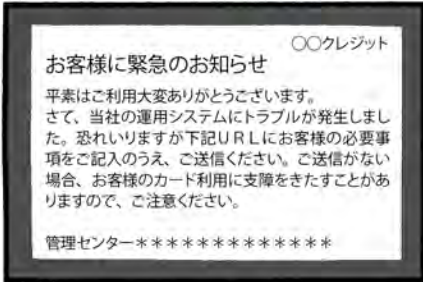
④ 証拠は保管
督促メールやはがきなど、証拠は保管しておき
ましょう。

⑤ 悪質な場合は警察に相談
請求がしつこかったり、早朝・深夜など非常識
な時間帯に何度も電話がかかってくるようなら犯
罪です。警察に届け出ましょう。

「裁判所からの書類」には要注意
無視できない架空請求が登場しています。業者
が「支払督促制度」(債権者からの一方的な申立てに基
づき、簡易裁判所が債務者に督促状を送る制度)や「少
額訴訟」(60万円以下の金銭トラブルを早く解決するた
めの制度)を悪用した場合です。これらは2週間
以内に異議を申し立てないと支払い義務が生じて
しまいます。

裁判所からの通知は、必ず書留で郵便局員か
ら直接本人に手渡しされます。はがきや普通郵
便で来るのはニセモノです。問い合わせる場合で
も記載された電話番号を信じてはいけません。
迷ったり、少しでも不安に思ったら、国民生活セ
ンター、消費生活センターなどに相談してください。
まず相談です!

フィッシング・なりすまし
それはニセモノ!



ネットショッピング
品物が届かない…



こんな手口、あんな手口④
ネットにひそむ落とし穴。

誰もが利用する携帯電話とインターネット。その利便性や匿名性を逆手にとった犯罪が後を絶ちません。迷惑メールのURLは「架空請求・不法請求」につながります。不用意にクリックしてはいけません。カード社会では、IDとパスワードさえあれば本人になりすますことができます。身に覚えのない請求が送られる前に、リスク管理を徹底しましょう。

OST(Online Shopping Trust) 認証マーク



オンラインショップ業者をみわけるひとつの目安がこの OST 認証マーク。これは業者が実在し、ホームページの表記など法令を守っているかどうかを、日本通信販売協会と日本商工会議所が審査のうえ発行するもの。商品やサービスの保証までをするものではありませんが、「安心して利用できる」ショップの目安になります。数字の最後のけたは更新の回(年)数を示します(たとえば03ならマーク取得から3年目)。

「ノークレーム、ノーリターン」

お金を払ったのに商品が送られてこない。届いた商品がニセモノや不良品だった。返品したいのに相手が不明……ネットショッピングのトラブルはこの3点に集約されます。

ネットショッピングは通信販売にあたり、クーリング・オフできません。ただし、返品表示が明示されていない場合は、商品を受け取った日を含め8日以内であれば、返品が可能です(送料は消費者負担)。海外との取引きは保護されません。

オークションは個人間取引と見なされるので、万一のトラブルに備え相手のメール・氏名・連絡先などを記録しておきましょう。ヤフー、楽天などのサイトには、いざというときのための補償制度があります。相手の顔も品物も見えない世界では「ノークレーム、ノーリターン」でも、あきらめてはいけません。

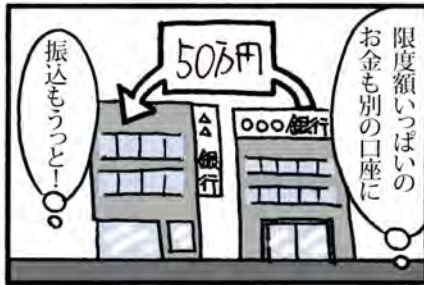
チャリンカー詐欺

商品が手元にならないの出品し、落札者から代金をだましとるネット犯罪の手口です。チャリンカーは「自転車操業」から名付けられ、時間をかけ

オンラインゲーム
思わぬ高額請求！



ID不正利用
請求書が残った！



スキミング
油断もスキもない



て出品者としての評価をつくりだし、頃合いを見計らってこつそり金だけ集めて音信不通に。出品者周辺の口コミ情報をチェックするしか対応のしようがありません。

ID、パスワード、暗証番号

フィッシングは、カード会社や銀行のホームページそっくりの画面に誘い込んで、あなたのカードのIDやパスワードを盗みだします。これがあればショッピングもキャッシングも株取引だってできます。クレジット会社は不正利用されても当の本人の証明が難しいため、原則、補償しません。請求が撤回できなければ、泣き寝入りするしかないのです。

キャッシングカードも暗証番号が他人にもれると預金全額の引き出しはおろか、限度額いっぱいキャッシングされてしまいます。いまはネット決済で誰にも怪しまれず預金を移し替えることができます。ネットバンキングによる不正出金で被害に遭った場合、補償は金融機関によって違います。

自分でリスク管理を

ネットショッピングでは①取引先の身元を確認、②個人情報を入力するのはセキュリティ対応の画面だけに、③申込みの記録は残しておく、④カード会社からの明細と突き合わせる、が基本です。サイトでも安全対策を講じていますが万全ではありません。パスワードはログインするときの「鍵」の役目を果たします。複数のサイトで同じパスワードを使うのはやめましょう。また、よく利用しているサイトから不審なメールが届いたら、フィッシングを疑う必要があります。定期的にログインして接続履歴を調べたり、画面上で個人情報を消しておくなどの備えが必要です。

ドロップシッピング
夢のオーナー？



パソコン内職
究極のビジネス!?



こんな手口、あんな手口⑤
楽しんでもつかかる話はない。

仕事が欲しいと思っている人を「一日2時間の作業で、月5万〜7万円稼げます」などと誘い
いろいろな名目で高額なお金を払わせる「内職商法」。「信じればもつかかる」「何もしなくても
手数料が入る」などと勧誘して借金だけが残り、人間関係まで壊してしまう「マルチ商法」。
どちらにも「絶対にもつかかる」という誘いをキツパリと断れず、被害に遭っています。



仕事を始めるのにお金がいるの!?

「在宅ビジネス」「パソコン内職」、なんとなく聞こえのいい新しい仕事なのですが、要は内職副業を言い換えたもの。家庭にしながら、あるいはサイドビジネスとして簡単に稼げると勧誘します。仕事の中味は宛名書き、テープ起こし、商品のモニター、ホームページ作成やデータ入力など。そして高額の教材やソフトを売りつけます。こうした「内職商法」は仕事を紹介するといいつながら、いろいろな名目で費用を請求します。

代理店契約の罠

内職は時代とともに変わります。チラシ配り(ポスティング)の代理店契約は、そのチラシやダイレクトメールで商品が売れたら成功報酬を支払うというもの。でも商品がいくら売れたかは誰にも分かりません。高額な契約料が目当てなのです。

そのネット版といえるのがドロップシッピング。高額のウェブ作成費用を業者に前払いして、インターネット上に「店」を出し、商品の卸値と売値の差額を利益とします。売りたい商品が販売

ネズミ講とマルチ商法

「ネズミ講」が金銭配当を目的としているのに対し、「マルチ商法」は商品を買わせて会員を増やしていきます。ネズミ講は「無限連鎖講の防止に関する法律」により全面的に禁止されています。

法規制の状況は異なりますが「ネズミ講」「マルチ商法」ともに、もうかる仕組みとは決していえません。

マルチは本当にもうかるか!?

1人が5人勧誘しないと元がとれない場合、12代目は日本の人口を超える(5の12乗)

5人
25人
125人
625人
3,125人
1万5,625人
7万8,125人
39万0,625人
195万3,125人
976万5,625人
4,882万8,125人
2億4,414万0,625人
12億2,070万3,125人

マルチ商法の中途解約・返品

●クーリング・オフ 契約書面を受け取った日、または商品を受け取った日(どちらか遅いほうの日)から20日以内に書面で通知します。

●中途解約 クーリング・オフ期間を過ぎても入会1年以内かつ商品を受け取って90日以内の未使用の商品は返品して、返金を受けることができます。クレジット支払いの拒絶もできます。

●契約取消 「不実告知」や「不利益事実の不告知」により誤認契約した場合はクーリング・オフ期間が過ぎても取消ができます。

マルチ商法② 友達なくすよ!



マルチ商法① 楽しんでもうかる!?



世の中に甘い話はない!

マルチ商法は「ネットワークビジネス」、「コミュニケーションビジネス」、「無店舗フランチャイズ」などと呼ぶケースもあります。

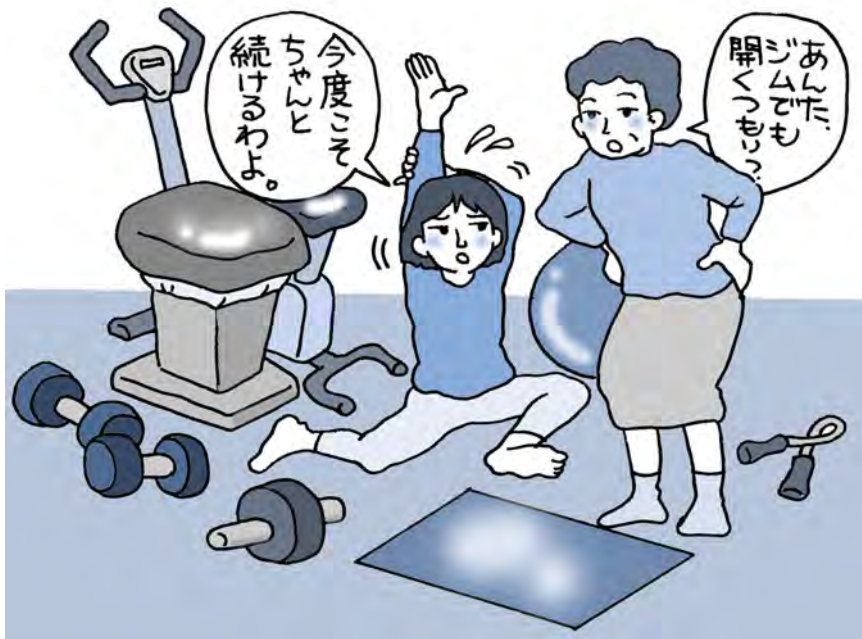
マルチ商法は「連鎖販売取引」といい、会員を増やせば「必ずもうかる」という甘い誘いから始まり、ところが、最初に自分で商品を購入したり入会金を払わないといけません。高額なためクレジット契約を結び、業者のいうままに消費者金融や提携ローンから借り、あげくのはては返済に行き詰まってしまいます。でも、借金を返しながらもうかるほど甘い話は世の中ありません。

被害者が加害者に転化する

業者は環境問題やベンチャービジネスなどと言葉巧みに誘います。ホームパーティーや飲み会などで複数の会員が取り囲んで、断れない状況をつくりだします。サークルや同級生、職場の人脈など断りにくい人間関係を利用して、「リッチな生活ができるよう、みんな夢を信じて頑張ろう」と等とマインドコントロールされてしまいます。上のステージに上がれば自動的にマージン(収入)が入る...などと信じ込んだ結果、大量の健康食品や化粧品、浄水器などを買わされますが、手元に残るのは在庫の山と借金だけになってしまいます。

マルチ商法は、自力で会員を増やしてステージを上げないとうけになりません。つい強引に家族や友人、職場の仲間などを勧誘し、信頼関係も友情も壊してしまいます。こうして最初は被害者だった人間が加害者になってしまうのです。

→ほんとは返品できたのに……



これだけは知っておこう。

悪質な訪問販売で大量の購入契約を押し付けられる、キャッシュで支払い能力を超えるクレジット契約を結ばされる……深刻な消費者トラブルを防ぐために「特定商取引法」と「割賦販売法」が改正され、09年12月1日に施行されています。消費者にとって最大の武器は「知っている」こと。13年の法改正もあわせてポイントをチェックしておきましょう！

悪質な手口と規制とのイタチごっこ

「特定商取引法（特定商取引に関する法律）」は、訪問販売などトラブルがおきやすい取引を対象に、業者の不正な勧誘行為などを取り締まり、いざという場合は契約解除もできるように定めた法律で、通信販売やインターネット取引なども幅広くカバーしています。また、「割賦販売法」は分割払いや後払いなどのクレジット販売について事業者が守るべきルールを定めた法律です。いずれも消費者を守ってくれる法律です。

これらの法律が改正された背景には、悪質業者の手口が巧妙化したことがあげられます。たとえば個別クレジット業者（特定の商品だけを購入するためのクレジット業者）と手を組み、最初から支払えない額だとわかっていながら「分割払いだから払えますよ」と強引に契約させる過剰与信。取り締まりたくとも改正前の割賦販売法では個別クレジット業者は規制の対象外でした。改正によって個別クレジット業者も登録制になり、個別クレジット契約もクーリング・オフできるようになったのです。

また、インターネットを利用したショッピング



が増えるにつれ、返品をめぐるトラブルが増加。これまで通信販売の場合は返品できなかったのですが、今回の改正により返品ルールが明確化されました。

とはいえ、いくら規制を強化しても悪質業者は必ず抜け穴を探し出します。法の及ばない海外のクレジット業者と組み、規制を逃れようとする業者も既に登場しています。悪質な手口と規制とのいわばイタチごっこが続いているのです。

誰もが被害者になる可能性がある

大きな被害を防ぐためには、不本意な契約を結ばないことがまず第一。でも被害者になる可能性は誰にでもあるのです。

悪質業者の巧妙な手口にだまされたら？

そんな時は泣き寝入りせず、自分を守ってくれる手段がいくつもあることを覚えておいてください。自分だけでなく、家族や友人、同僚などが被害に遭って困っている場合もきつと役に立ちます。

契約を解除する具体的な方法は16・17ページで紹介합니다。

特定商取引法・割賦販売法

特定商取引法

消費者トラブルを生じやすい取引を類型化し、事業者が守るべきルールと消費者保護を定めている。

割賦(かっぷ)販売法

クレジット取引などを対象に、事業者が守るべきルールを定めている。

>>> 規制のポイント

規制の抜け穴を解消

原則

訪問販売等では指定された商品だけでなくすべての商品・サービスが規制の対象になった

訪問販売の規制を強化

[再勧誘禁止]

「いらない」と断ったら再勧誘は禁止。

[過量販売禁止][※]

訪問販売で常識を超える大量の商品を買わされたら、契約後1年間は解除可能

※(公社)日本訪問販売協会で「通常、過量には当たらないと考えられる目安(2009.10.8)」を公表している(例:浄水器は一世帯一台など)。詳しくはwww.jdsa.or.jp/www/jigyo/rinri/pdf/meyasu.pdf

個別クレジット業者が登録制になり規制できるようになった

クレジット規制の強化

[過剰与信の禁止]

消費者の支払い能力を越えるクレジット契約が禁止に

[クーリング・オフ制度]

個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、販売契約も自動的にクーリング・オフされる

[取消権]

業者がウソの説明をして勧誘をした場合、個別クレジット契約を取消し、クレジット会社に支払った金銭の返還を請求できる

通信販売の返品ルールの明確化

[返品ルール]

返品の条件を明示していない場合、商品が届いてから8日間は返品可能に(送料は消費者負担)

[オプトイン規制]

消費者があらかじめ承諾しない電子メール広告の送信は原則禁止

▶ 2009年以降の特定商取引法の改正 (2012年8月22日公布、2013年2月21日施行)

急に自宅へ訪れた事業者に貴金属等を強引に買い取られる「訪問購入」(いわゆる訪問買取)の被害が増えたため、同法が改正された。これにより、不意の訪問購入は原則禁止され、売主である消費者は、クーリング・オフ等が可能になった。

消費者契約法

事業者と消費者の間には、情報量や交渉力に大きな差がある。これをふまえて消費者利益を守ることを目的としている。

事業者の不適切な勧誘

▶ 取り消しできる

- ▶ **不実告知**
「これで電話代が安くなる」。でも、実際には効果なし(ウソの説明)
- ▶ **断定的判断の提供**
「値上がり確実でお得」などと説明
- ▶ **不利益事実の不告知**
隣にマンションが建つことを知りながら「眺望抜群」などと販売
- ▶ **不退去・退去妨害**
「帰ってください」と言っても帰ってくれず「帰りたい」と言っても帰らせてくれない

消費者に一方的に不当・不利益な契約条項

▶ 無効になる

- ▶ **事業者の損害賠償責任を免除する条項**
「当社はいっさい責任を負いません」
- ▶ **不当に高額な解約損料**
「支払い済みの代金はいっさい返しません」
- ▶ **不当に高額な遅延損害金**
支払いが遅れたら、法外な遅延料金を請求
- ▶ **消費者の利益を一方的に害する条項**
経年劣化なのに「壁紙もたたみも傷んでいる」などと家主が原状回復を要求する

気づいたら、すぐ行動！

どんな手口でも、必ずいつかはだまされたことに気づきます。被害をいかに最小にいとめるかは、気づいてからの行動が勝負。繰り返しますが相手はだましのプロ。だまされても決して恥ずかし、と思うことはありません。気づいたらすぐ行動をおこせば問題解決も早い！ 不本意な契約を取り消すことも、中途解約することもできます。

●まずクーリング・オフで解除する

実際に不本意な契約を結んでしまった時の強い味方がクーリング・オフです。特定商取引法や割賦販売法で定められている「クーリング・オフ」とは文字通り「頭を冷やす」という意味。契約した後でも一定期間内であれば、無条件で契約を解除することができるというもの。全額返してもらえますし、商品の引取り費用は業者負担となります。個別クレジット契約もクーリング・オフできます。しかし、通信販売にはクーリング・オフの適用がありません（ただし法改正により返品ルールが設けられました。17ページ参照）。

●特定商取引法で取り消す

「特定商取引に関する法律」では、うその説明や重要事項を告げないなどの違法な勧誘により契約した場合は、契約を取り消すことができます。いわゆるマルチ商法でも「簡単にもうかる」などのうそや誇大な説明で勧誘された契約は取り消せます。たとえクーリング・オフ期間が過ぎていても一定の期間内であれば取り消しが可能です。



あきらめたり泣き寝入りはダメ！
解決法は必ず見つかります。

●割賦販売法で取り消す

個別クレジット契約も、虚偽説明を受けた場合は契約の取り消しができます。訪問販売で常識を超える大量の商品を売りつけられた場合（過量販売）、契約後1年以内であれば解除が可能。個別クレジット契約を解除した場合、以後支払わなくていいだけでなく、すでに支払った分の返還請求もできるようになりました。

●消費者契約法で取り消す

クーリング・オフ期間が過ぎてても、次のような「誤認」や「困惑」があった場合、消費者契約法で解約できます。

- ▼販売時の説明がウソだった↓事実と異なる説明による契約
- ▼必ずもうかると言われたのに損をした↓将来的に不確実なことを断定的に説明された場合の契約
- ▼都合のいいことだけを説明された↓消費者に不利な事実をわざと伝えなかった場合の契約

業者は「クーリング・オフ期間が長いから安心」なんていうけど、クーリング・オフ期間の長い取引ほどリスクが高いのよ。よく考えて判断しなさいということですよ。



▼契約するまで帰れなかった↓消費者が店などから「帰りたい」といつているのに帰してくれない、または「帰ってほしい」といつているのに事業者が自宅に居座って、やむなく結んだ場合の契約

●未成年者は契約を取り消せる

もしあなたが20歳未満なら、両親の同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができます（民法第5条）。

▼受け取った商品を返品し、支払った代金は返金してもらえます
ただし、未成年者でも取り消しができない場合もあります。

●民法で取り消す

契約の重要な内容を思い違い（錯誤）によって意思表示をした契約は無効（第95条）、だまし（詐欺）や脅し（脅迫）によって意思表示をした契約は取り消すことができます（第96条）。

「特定商取引法」の対象となっている7つの取引と主なルール

	▼クーリング・オフ(注1)	▼書面交付義務	▼その他	▼クレジット
●訪問販売 店舗以外の場所で申込みを受ける取引 キャッチセールス、アポイントメントセールス、デート商法などを含む	原則すべての商品・サービス 8日間	あり	過量販売解除権	
●通信販売(注2) 郵便、電話、インターネットなどの通信手段により申込みを受ける取引	なし	前払い式通販は 承諾通知義務あり	返品ルール	
●電話勧誘販売 自宅や職場に電話をかけてきて勧誘し、申込みを受ける取引	原則すべての商品・サービス 8日間	あり		個別クレジット契約のクーリング・オフを通知すれば、販売契約も同時にクーリング・オフできる(通信販売を除く)
●連鎖販売取引(マルチ商法) 加入者を増やして販売組織を連鎖的に拡大していく取引	原則すべての商品・サービス 20日間	あり	中途解約権	
●特定継続的役務提供 継続的に役務を提供する6業種(指定6業種) エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	指定6業種のサービス・関連商品 8日間	あり	中途解約権	
●業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法) 資格商法、内職商法、モニター商法	原則すべての商品・サービス 20日間	あり		
●訪問購入(訪問買取)	原則すべての物品(対象外物品あり) 8日間	あり	対象外物品 ▶自動車 ▶大型家電・家具 ▶書籍 ▶有価証券 ▶CD・DVD等	

●ネガティブオプション

購入の申込みをしてない商品を勝手に送りつけられ、代金を請求された場合
商品が到着して14日間(業者に引取り請求をした場合は請求日以後7日間)保管したら、自由に処分できる

- (注1) クーリング・オフできない取引 ▶3000円未満の現金取引 ▶使用・消費した化粧品・健康食品などの消耗品(未使用分はクーリング・オフが可能) ▶自動車、電気・ガス、葬儀など
なお、期間は業者などから(申込みや契約の内容が書かれた)書面を受け取った日から数えます。その期間内に郵便局へ出せばよいのです。また、悪質な業者から「クーリング・オフできない」とだまされたり、おどされたりするなどクーリング・オフの妨害があった場合はクーリング・オフの期間が延長されます。
- (注2) 通信販売では**返品ルール**を決め「食品の返品不可」「使用前に限り返品可」などと商品ごとに広告やネット画面に明示することになっている。この表示がない場合はクーリング・オフとして8日間、送料を消費者が負担すれば返品(契約解除)できる。

▶▶▶ えっ、解約できるの!?

エステティック、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種については、理由を問わずに中途解約できます。業者が請求できる損害賠償額の上限も定められているので(下表参照)、不当に高い損害金(解約料)を支払う必要はありません。

表：特定継続的役務提供取引の解約料の上限額

役務の種類	サービス利用前	サービス利用後
エステティックサービス	2万円	未使用サービス料金の1割か2万円のいずれか低い額
語学教室	1万5,000円	未使用サービス料金の2割か5万円のいずれか低い額
学習塾	1万1,000円	2万円か月謝相当額のいずれか低い額
家庭教師	2万円	5万円か月謝相当額のいずれか低い額
パソコン教室	1万5,000円	未使用サービス料金の2割か5万円のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	3万円	未使用サービス料金の2割か2万円のいずれか低い額

▶▶▶ クーリング・オフは必ず書面で!!

クーリング・オフ期間内に、封書の場合は「内容証明郵便」、はがきの場合は表裏ともコピーをとって「簡易書留」で郵便局から出します。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同じように通知を出します。

はがきの書き方

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇
契約金額 〇〇〇円
販売会社名 〇〇〇

上記の契約は解除します。
なお、速やかに支払い済みの〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日
住所
氏名

- ・契約解除の理由を書く必要はありません。
- ・商品の引き取りにかかる費用は販売業者の負担です。

スピードが命。
必ず期間内に!

借金は「悪」なのか？

住宅ローンや車のローン、私たちは借金とともに生きています。借金のおかげで人生のステータスを上げて実現させているともいえます。この場合、借金は財産です。しかし、借金が払えなくなり生活ができなくなったら？ 年間3万人を超える自殺者のうち4人に一人は経済苦・生活苦が原因。交通事故死とほぼ同じ人数です。借金で死ぬことはありません。そのことを考えてみましょう。



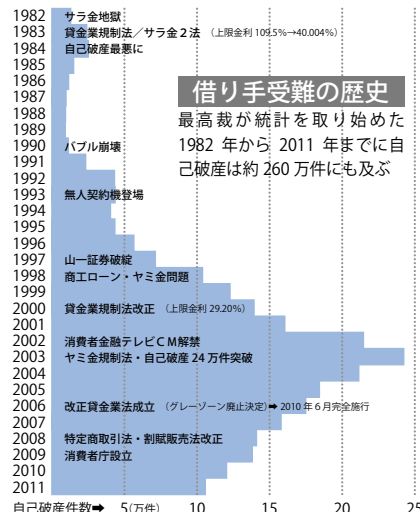
借金は社会の「潤滑油」だった

わが国では古代・中世には、借金は社会を営むための潤滑油の役割を果たしてきました。利子は元本の二倍まで、それ以上は罪に問われました。近世は質流れになったものでも勝手に処分できず、元本を支払えば取り戻すことができました。借り手の権利が保護されていたのです。皆で少しずつ金を持ち寄り、籤や順番で必要な人に貸す頼母子や無尽などは、地域の絆を強める役割も果たしたのです。

しかし時代が進むと市場原理が強まり、借金を返済しないのは「正義に反する」、つまり貸し手の権利を守る考え方になりました。その流れを決定づけたのが江戸期の山形県の大領・長瀬村の騒動。借金が払えず田畑を取られた農民たちが貸し手に直談判、しかし、幕府は周辺の藩に出兵を命じこれを鎮圧します。以後、貸し手の権利を保護する時代が続いたのです。

借金は身を滅ぼす？

借金は借り手と貸し手の関係です。借り手がいなくなると借金は成立しません。しかし、借





金が返せなくて村をあげて離散したり、夜逃げしたり、身売りしたり、自殺したり……こうした借り手の悲劇がいつの時代も繰り返されてきました。借り手より貸し手の権利がずっと手厚く保護されてきた結果です。

今はどうでしょう？ 働く人たちは住宅ローンやカードローンなど、なんらかの債務（借金）を抱えています。会社が倒産したり解雇されたり、収入が減るなどの予期しないことでこれらの支払いがストップしたとしたり……。格差が広がる今、借り手が保護されない社会では、生活苦に陥るまで、あつという間です。返せない借金を抱えたとき、どうしたらいいのでしょうか。

破産や貧困は自己責任なのか？

「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（日本国憲法第25条第1項）。たとえ借金が返せなくても生きていける……消費者・借り手の立場が保護されないと、社会は疲弊していくでしょう。2007年、政府は「多重債務問題改善プログラム」で借りられなくなった人に対する相談（カウンスリング）の強化、「顔の見える」セーフティネット貸付けによって新たな多重債務者の発生を防ぐことなどを決めました。ここでは民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合など）や地域に根ざす非営利機関（生活協同組合、NPOなど）の役割に大きな期待が寄せられ、ヤミ金撲滅の取締まり強化も決められています。

やむにやまらず借金をするのは他に選択肢がなかった結果です。安易な「自己責任論」は、破産や貧困へと連なる背景を見ていません。長い曲折を経てたぐりよせた消費者保護、借り手保護の流れを定着させていかなければいけません。

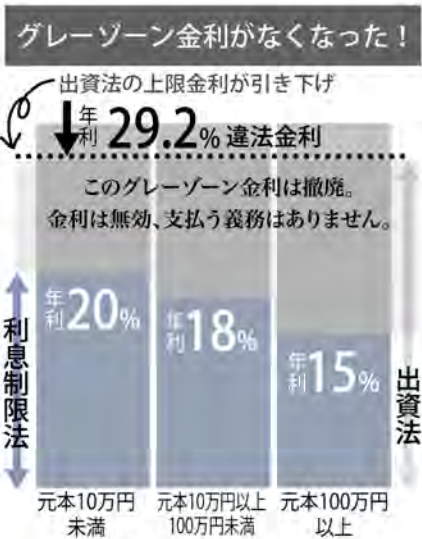
なぜ安い金利にしないの？

消費者金融(サラ金等)のグレーゾーン金利が廃止されたとはいえ、利息制限法の上限が「20%」になっても借金にあえぐ人があることに変わりありません。「返せない借金はしない」のがベターだとしても、いついかなるときにお金が必要になるかは分らないもの。そんなときの判断基準が金利です。ヤミ金など論外です。各金融機関でも金利は違いますから、借りる前に比較検討しましょう。

自転車操業 元本が返せない!?



キャッシング その金利ヤバッ!!



借りたお金の金利を知らないの？

今日は手持ちがないから1万~2万円をキャッシング……よくある光景のようですが、ちよつと待って。キャッシングは借金です。その金利はいくらか知っていますか？

06年に「貸金業法」が改正、出資法の上限金利が引き下げられました。それ以降、カードキャッシングの一般的な金利(年率は、25~29%から7~18%に下がっています(金利は元本の額によっても異なります))。

このように、金利は下がりましたが、まだ低いとはいえない状況ですし、各カード(銀行系、信販系、流通系など)の金利に大きな差はありません。また小口のカードキャッシングなどでは、15~20%で貸し、延滞すると、いまだに違法金利で営業するケースもあります。

グレーゾーン金利を撤廃

金利を規制する法律には出資法と利息制限法の2つがあります(右図参照)。本来、利息制限法を超える金利は違法のはずですが罰則規定がなかったため、消費者金融やカード会社はふたつの法律の間のグレーゾーンとよばれる金利で営業し、高

カードローンの金利[※]はこんなに違う

2012年7月1日現在 出典:各銀行等ホームページ

みずほ銀行	銀行	4.0～14.0%
三菱東京UFJ銀行	銀行	4.6～14.6%
三井住友銀行	銀行	4.0～14.5%
楽天銀行	ネット銀行	4.9～14.5%
三井住友カード	信販	4.5～12.0%
三菱UFJニコス	信販	6.0～17.6%
アイフル	消費者金融	5.5～18.0%
アコム	消費者金融	4.7～18.0%
プロミス	消費者金融	6.3～17.8%

※借入の際に融資を受けられる最高額である「契約限度額(極度額)」は各商品ごとに異なります。
※カードローンの金利は各商品ごとに異なります。

ネットバンキング、モバイルバンキング、危なくない!?

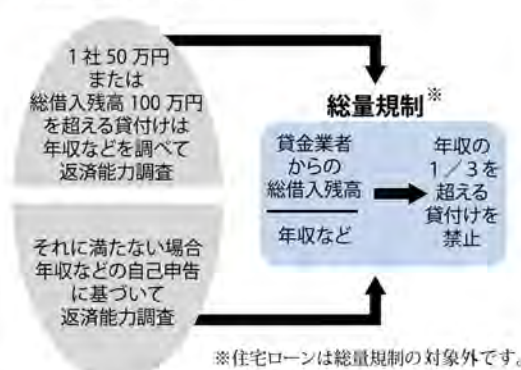
メール1本で振込みやキャッシングができて指定の窓口で金を受け取れる……ネットバンキングが急速に広がっています。24時間対応だったり、手数料が安く設定されていたり、ポイントがたまったり、何よりメールだけですむ手軽さが受けているようです。しかし、実際のお金が見えづらくなり、数字だけがひとり歩きを始めると危険です。



改正貸金業法のポイント

- 貸金業者の業務を適正に行わせるためのさまざまな規制を行う**
 - 貸金業者となるためのハードルをあげる(資産や信用情報機関への加盟)
 - テレビCMの内容や頻度を厳しくチェック
 - 借り手の生命保険契約の禁止
- 借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐしくみ**
 - 年収の3分の1を超える借入れは原則禁止
- 上限金利の引下げ**
 - グレーゾーン金利撤廃。貸金業者の上限金利を、利息制限法の15～20%に引下げ

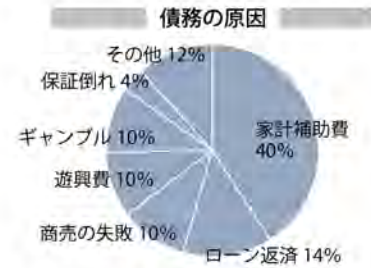
総量規制の導入



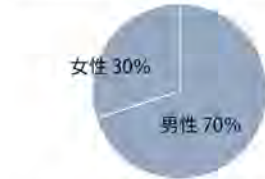
出典:金融庁HP「貸金業法等の改正について」をもとに作成

生活費が足りない!?

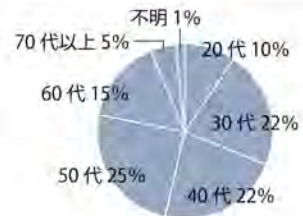
多重債務におちいった原因のトップは生活費の補てん。ローン返済は、借りては返す自転車操業の実態を示しています。



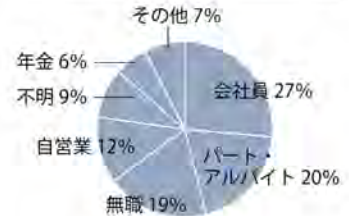
男女別



年代別



職業別



被連協・被害者の会の相談件数集計(09年1～5月)
『2009年クレサラ白書』2009.11.28

収益をあげてきました。この金利のダブルスタンダードが多重債務問題(クレサラ問題)の原因となりました。

高金利が借金を雪だるま式にふくらませ、多重債務者や自己破産者を生み社会問題化したため、06年12月に改正貸金業法が公布され、10年6月に完全施行、ようやくグレーゾーン金利が撤廃されたのです。

業者の貸し過ぎを規制

改正貸金業法のもうひとつの大きな改正点は総量規制です。つまり、借り過ぎを防ぐため、年収の3分の1を超える金額の貸し出しを原則禁止したことです。専業主婦の場合、夫の年収の3分の1以上は借りることができず、夫の収入証明書と同意書の提出を求められます。

総量規制によって新たな借金ができなくなった人は現状を見直すチャンスです。ヤミ金業者に走らないで債務を整理しましょう。グレーゾーン金利で払い過ぎた利息は取り戻すことができます。

なぜ、低い金利を利用しないの?!

借金することは簡単ですが、高金利はボディブローのように生活を圧迫します。どうしても借金しなければならなくなったら、まず金利を確認しましょう。もしあなたが会社員なら、社内融資や銀行の小口融資などで低金利の融資をチェックしましょう。銀行やゆうちょ銀行の定期預金があれば解約せずに自動融資が受けられ、保険契約があれば保険料に応じて保険会社から一時的に融資してもらうことも可能です。

家電製品や車を購入する前には金額や性能をいろいろ比較するのに、お金を借りる段になると金利を比較しない、これではあまりに無防備です。

カードはかっこいい？

服を買う、CDを買う、バスや電車に乗る、携帯電話を使う。物やサービスを受けるかわりにお金を払うのは、この社会が契約であり立っているから。カードは、その契約のもっとも進んだ例です。サインひとつで、またIDやパスワードを入力するだけで買物やキャッシングができるのはカードの持ち主である「あなた」を信用した「契約」があるからです。持ち主の責任をお忘れなく。

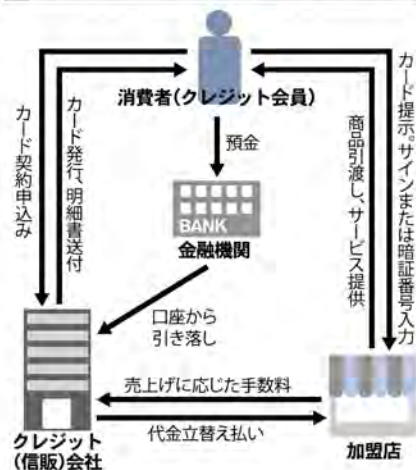
リボカード 月1万円ポッキリ!?



カードショッピング ああ、快感!!



カードショッピングと契約のしくみ



クレジットの仕組み、知ってる?

いまやクレジットカードの発行枚数は約3億2200万枚(11年/日本クレジット協会調べ)。成人ひとり当たり約3枚持っている計算です。

クレジット契約は、消費者(クレジット会員)と加盟店、クレジット(信販)会社の三者契約です(右図参照)。会員は、代金後払いで買物やサービスを受けることができ、キャッシングでお金を借りることもできます。

クレジットカードは「信用」とひきかえに便利さを享受できるかわりに、持ち主であるあなたの責任を厳しく追求します。カードを人に貸したり使わせたら、その責任は持ち主のあなたが負うのです。

カードを使うのは借金するのと同じ

カードで使ったお金は目に見えないため、使い過ぎたり衝動買いをしてしまいがちですが、クレジットカードを使うということは「借金をする」と同じだということを忘れないでください。

カードで買物をして、引落しについて3回連続の延滞(1日遅れても該当)や、年6回の延滞記

リボルビング(リボ)払い・リボ専用カードの問題点

リボ払いは、毎月決まった額を返済する支払い方法です。月々の返済額が決まっているので安心でき、楽だと思えるかもしれませんが、返済期間が長くなります。

また、今いくら借りていて、手数料(利息)がいくらかかっているのか、いつ返し終わるのが分からなくなります。返済期間が長くなればなるほど、支払い総額は増え、カード会社に支払う手数料も増えていきます。

リボ払いの利用者は、長引く不況の影響で増加しており、最初からリボ払い専用になったカードも多く発行されています。

メリットもありますが、リボ払いの落とし穴はくれぐれもご用心!!

>>>50万円の買い物、年利15%では

月1万円の リボ払い 支払い総額 約65万円 手数料 約16万円 支払い回数 50回	月2万円の リボ払い 支払い総額 約58万円 手数料 約8万円 支払い回数 25回
--	---

カードの取り扱いに注意!

- 必要以上にカードをつくらず、持たない。保管場所にも注意!
- 暗証番号は第三者に教えない。定期的に番号を変える。
- 外出時は常時身につけ、支払いのときもカードから目を離さない。
- 控えは保管しておき、利用明細と照らし合わせる。
- 紛失したら至急カード会社に連絡。警察にも届け、証明書ももらう。

ブラックリスト 多重債務寸前...



キャッシング 要は借金よね!



録があると「カード更新拒否」となり、いわゆるブラックリストにのる可能性があります。あくまでも自分の返済可能な範囲内で使うのが鉄則です。

カードが多重債務の入口になる

エステで50万円、英会話で30万円……高額な商品やサービスをクレジットなら少しづつ返せると契約してしまい、すぐに返済に行き詰まる。そんな返済能力を超える高額なクレジット契約が原因の多重債務者が増えています。過去には悪質業者とカード会社が組んで、返済能力の確認もなくその場でカードを発行し、多くの多重債務者を生み出した(改正罰賦販売法で禁止)。

また、いくら借りても(買っても) 月々の支払額が一定の「リボルビング払い」は、負担が見えにくく手数料がかかり、いつまでたっても元本が返せない危険があります。リボ専用カードは、手数料分を上乗せして返済しなければなりません。

正しく使うと便利なカードも、返済能力を超えると多重債務への入口となってしまいます。

「スキミング」「なりすまし」被害が急増

カードの磁気情報を読み取り、偽造カードを不正使用する「スキミング」被害が急増しています。また、ネットでは名前、カード番号と有効期限だけで決済できるため、「なりすまし」被害が増えています。カードの管理と個人情報情報の取扱いには注意が必要です。常に請求書の明細をチェックし、おかしい点があればすぐカード会社に連絡しましょう。ただしカードの保管がずさんだったり、期限内(おおよそ60日)に申告しないと補償されない場合もあります。

万一、カード会社の対応に納得いかない場合は、消費生活センターなどに相談してください。

カードの磁気情報を読み取り、偽造カードを不正使用する「スキミング」被害が急増しています。また、ネットでは名前、カード番号と有効期限だけで決済できるため、「なりすまし」被害が増えています。カードの管理と個人情報情報の取扱いには注意が必要です。常に請求書の明細をチェックし、おかしい点があればすぐカード会社に連絡しましょう。ただしカードの保管がずさんだったり、期限内(おおよそ60日)に申告しないと補償されない場合もあります。

万一、カード会社の対応に納得いかない場合は、消費生活センターなどに相談してください。

録があると「カード更新拒否」となり、いわゆるブラックリストにのる可能性があります。あくまでも自分の返済可能な範囲内で使うのが鉄則です。

カードが多重債務の入口になる

エステで50万円、英会話で30万円……高額な商品やサービスをクレジットなら少しづつ返せると契約してしまい、すぐに返済に行き詰まる。そんな返済能力を超える高額なクレジット契約が原因の多重債務者が増えています。過去には悪質業者とカード会社が組んで、返済能力の確認もなくその場でカードを発行し、多くの多重債務者を生み出した(改正罰賦販売法で禁止)。

また、いくら借りても(買っても) 月々の支払額が一定の「リボルビング払い」は、負担が見えにくく手数料がかかり、いつまでたっても元本が返せない危険があります。リボ専用カードは、手数料分を上乗せして返済しなければなりません。

正しく使うと便利なカードも、返済能力を超えると多重債務への入口となってしまいます。

多重債務という地獄。

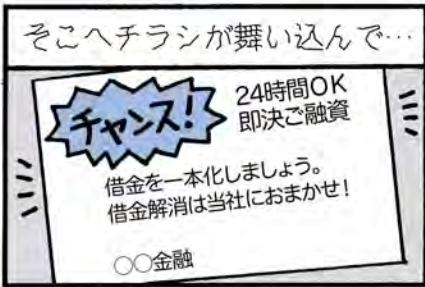
多重債務におちいると、寝てもさめても借金返済のことばかり……とても勉強や仕事どころではありません。ヤミ金からの督促も激しくなります。改正貸金業法の完全施行以降は、多重債務者が、新たな借金もできず生活に困ってしまう危険な状況が心配されます。しかし、本人が覚悟し、相談窓口(29ページ参照)を利用すれば、借金は必ず解決できます。



借りては返す 返済、お手上げ!!



債務の一本化 天の助け? かな?



借金のための借金? ちょっと待った!

最初のうちは借入れも少額で、返済も確実にできたのに、安易な利用や収入減など予期しない事態で返済のための借金を重ねてしまう。消費者金融やクレジットのキャッシングは高金利ということを知らないまま、あるいは知っていても止むに止まれず利用してきた人が少なくありません。複数の業者から借入れを重ねると、アツという間に借金は雪だるま式に増えてしまいます。他人事のように思われるかもしれませんが、誰でも多重債務者になる可能性があるのです。

427万人はどこへ行く?

2012年12月現在、消費者金融(サラ金等)の利用者は約1347万人、うち約4割の人は複数の消費者金融を利用し、5件以上利用している人は約34万人、返済が3カ月以上滞っている人は約427万人とされています(※日本信用情報機構調べ)。

改正貸金業法が完全施行され、年収の3分の1を超える借金はできなくなっています。つまり、約427万人の多重債務者は借金するアテが無い状態といえます。ヤミ金に走ればより一層大変なこと



ヤミ金融に手を出すな! ターゲットは多重債務者!

「ヤミ金融業者」とは、金融業者の登録の有無にかかわらず、違法な高金利で貸付け、暴力的な取り立てをする悪質業者のこと。代表的な犯罪の手口を紹介します。

090 金融	携帯番号と業者名しか明かさずに、「宅配融資」「来店不要」「即日融資」の貼紙やチラシで客を集め、違法な高金利で小口融資を行う。
登録詐称業者	他の貸金業者の登録番号を使用したり、二セの登録番号を使用する無登録業者。
押し貸し	契約もしていないのに、勝手に債務者の銀行口座に小額の現金を振り込み、法外な高金利の利息を請求する。
買取り屋	「クレジットカードで即現金」などと宣伝して客を集め、次々と商品を買わせ、安値で買い取る。結局、業者への借金とクレジット債務だけが残る。総量規制で借金ができなくなった人が狙われている。
システム金融	複数の業者がひとりの債務者の情報を共有している。取立てを迫るいっぼうで借り換えを促し、債務者に次々に高利の融資を行う。
紹介屋	低利で融資するように多重債務者を誘い、「あなたは信用がないからうちでは貸せないが、他の店を紹介する」と他の店で借りるように指示し紹介料をだまし取る。
整理屋	「あなたの債務を整理します」と広告し、整理手付金などの名目で現金をだまし取る。

貸金業法対象情報…借入残高がある者の借入件数毎の登録状況 2012年12月現在

			平成24年					
(各月末)			7月	8月	9月	10月	11月	12月
一人当たり借入の残高有る件数毎の人数	1件	万人	812	809	816	816	816	807
	2件		316	313	316	315	314	311
	3件		145	143	143	141	140	138
	4件		64	62	62	61	59	58
	5件以上		41	39	39	36	35	34
合計	人数	万人	1,377	1,367	1,375	1,368	1,365	1,347
	うち、延滞情報の登録がある者	万人	440	440	440	432	432	427
	残高金額	億円	90,708	89,702	89,774	88,627	88,120	86,783
	1人当たり残高金額	万円	65.9	65.6	65.3	64.8	64.6	64.4

出典：関日本信用情報機構 HP (単位未満を四捨五入しているため数値合計と合計欄の数値は一致しない場合があります)

予期せぬ出来事 金、金、カネーッ!



になります。ここはやはり正面から解決するしかないのです。

ヤミ金業者が狙っている

多重債務におちいると業者の督促におびえ、毎日どこへいくら返済するか考えられなくなってしまう。そこに「力になりましょう」と近づくのがヤミ金です。現実には10日で3割、5割などの法外な高金利で貸し付けておいて、職場や家庭に脅迫まがいの督促を繰り返すのです。また「借金の一本化」「低利に借り換え」などのうたい文句でさらなる借金を押しつけてきます。

自己破産すると新たな融資が受けられなくなり、クレジットカードもつくれなくなるため、違法と知りつつヤミ金を利用してしまいうケースもあります。多重債務者や自己破産者の情報はヤミ金業者にもれているので、あの手この手で近づいてきます。一度利用すると二次、三次被害も予想されます。ヤミ金は犯罪です! 利用してはいけません。被害にあったら、警察に届けたり、刑事告訴したり、勇気を出して対応することが大切です。

まず相談する勇気を!

家族に知られたくない、会社には知られたくない...それでは決して解決できません。家族や組合、会社などの協力なくして多重債務の解決はできないからです。債務者は返済に迫られて正常な判断ができなくなっていますが、そこから脱するためには、まず相談する勇気を!

長期にわたって返済している場合は、過払金を請求できる場合もあります。債務の中途によって安い金利に借り換えることもできます。ひとりでは悩まず、まず相談することこそ多重債務脱却への第一歩なのです(29ページ参照)。

借金は必ず解決できる！

まず、借金を洗いざらい書きだします。債務が明らかになれば自分の状況に応じた解決法が見えてきます。そのためにも、家族や弁護士に一時のがれのウソをつかないこと。そして「解決するのは自分だ」という強い気持ちを持ってください。仮に肉親が肩代わりしたとしても根本的な解決にはなりません。再び多重債務への道を歩むかどうかは本人次第なのです。



表1： あなたの過払い金、取り戻せるかも？（金利引き直し後の圧縮例）

例：50万円借入した人が毎月15,000円ずつ返済した場合

経過年数	出資法 29.2% グレーゾーン金利	利息制限法 18.0% (元本10万円以上100万円未満) 引き直し	圧縮金額 払いすぎた利息
1年後残高	458,444	400,730	57,714
2年後残高	405,594	283,492	122,102
3年後残高	335,069	143,321	191,748
3年10ヵ月後	258,827	5,825	253,002

残高がまだ258,000円残っていると...
実は5,825円の支払いで返済は完了！
これは、よくあるケースです。さあ、あなたの金利を見直してください。

多重債務に陥らないために

5つの自己チェック！
チェック項目を増やそう！

- ローンもクレジットも借金だ
- それは本当に今必要なお金（もの）か冷静に判断できる
- 返済可能な範囲で借金する
- 金利はいくらか知っている
- 返済のための新たな借金は絶対にノー！と言える

早ければ早いほどいい

借金が返せない、多重債務におちいってしまつた...、そんな時でも必ず解決法はあります。とにかく知識をもった人や信頼できる機関(29ページ参照)に相談することです。借金を抱えたと誰にも話せず、ひとりて長期間悩むことが少なくありません。その間にも借金はふくらんでいきます。

まず借金の全貌を把握する

まず、借金のリストを書き出します。いつ、どこから、いくら借りて、金利はいくらか。いくら返して残高はいくらか。ヤミ金に手を出していないか。家族に知られまいと書類を捨ててしまっていることもあり、一度や二度では借金の全貌を把握しきれないこともよくあります。借金の履歴は2箇所の指定信用情報機関「①サラ金業者等の情報は(株)日本信用情報機構 ②クレジット・信販等の情報は(株)アイシー」に本人が直接、開示請求できます。

元本が10万円以上100万円未満の場合、利息制限法の上限を超えるグレーゾーン金利分は払う必要がなく、払い過ぎた分は返済にあてて債務を圧縮できます(金利の引き直し)。長期間借りている

借金は必ず解決できる

さあ、人生リセット!



表2：多重債務の4つの解決法

任意(私的)整理	裁判所などの公的機関を利用せずに貸金業者などと話し合い、利息制限法にもとづいて借金の減額などの交渉をします。一括弁済、または分割弁済もできます。ほとんどの場合、弁護士などの法律の専門家に手続きを依頼します。
特定調停	債務者本人が簡易裁判所に調停申立てをすると、調停委員が借り手と貸し手の間に入り、和解交渉をあっせんしてくれます。この場合も利息制限法で借金を減額、一括弁済か分割弁済を交渉します。
個人再生	負債総額が5000万円以下で、定期収入が見込める場合、借金の一部の返済計画案をつくり、裁判所に認めてもらったうえで計画通り返済が終われば残りの借金が免除されるというもの。自己破産と違い、住宅を維持しながら債務整理ができます。
自己破産	任意整理が困難なほど多額の借金を抱えてしまった場合の最後の手段。破産宣告を受けただけでは借金は免除されません。免責を申立て、裁判所に認められてはじめて支払い義務がなくなります。この免責は無条件に認められる訳ではありません。

自己破産のウソ、ホント

- 全財産なくなる?**
不動産があれば処分されますが、最低限生活に必要な家財道具は処分されません。破産宣告後に得た収入は自由に使えます。
- 選挙権・被選挙権もなくなる?**
投票も立候補もできます。
- 辞めさせられる仕事がある?**
弁護士、税理士、司法書士などには一定期間なれません。(免責が確定すれば復権できます)
- もうカードは持てない?**
自己破産については、5年を超えない期間、個人信用情報に記録されるので、その期間は新たにクレジットカードを作ったり、住宅ローンに組むことはできません。
- 就職や結婚ができない?**
官報に記載されるだけで戸籍や住民票には記載されません。一般の人が官報を見ることはほとんどありません。
- 勤務先に知られる?**
裁判所が勤務先に通知することはありません。



自己破産者は個人信用情報に記録が残るため、通常の借金ができなくなります。それを狙ってヤミ金業者が高金利の貸付けをしようと再び近づいてきます。ダレクトメール、電話、メール、チラシや貼り紙、新聞の広告と、勧誘の方法はいろいろ。きっぱり断る覚悟が必要です。

場合、計算し直すですとすでに返済が終わっている場合もあり、過払い金が戻ってくるケースもあります(表1参照)。

狙われる過払い金

06年1月の「グレーゾーン金利は原則無効」という最高裁判決を機に、貸金業者への過払い金返還請求が多くなりました。多重債務者にとつて過払い金は、いま抱えている債務を圧縮し、疲弊した生活を再建するための大切な資金です。

しかし、この返還請求で過大な手数料を請求する法律事務所などが現れ、問題となっています。派手な広告やCMに惑わされず、信頼できる相談先を選びましょう。(行政窓口でも相談可)

こうして解決しよう

債務がはつきりしたら4つの解決法のいずれかで解決可能です(表2参照)。

親族から援助が得られたり、低利で融資を受けられる場合は弁護士に依頼して「任意整理」を、債務額がそれほど多くない場合は自分で簡易裁判所に申立てをする「特定調停」を、債務額は大きい定期収入があるサラリーマンなどの場合は「個人再生手続き」を選択します。そして最後の手段が「自己破産手続き」です。

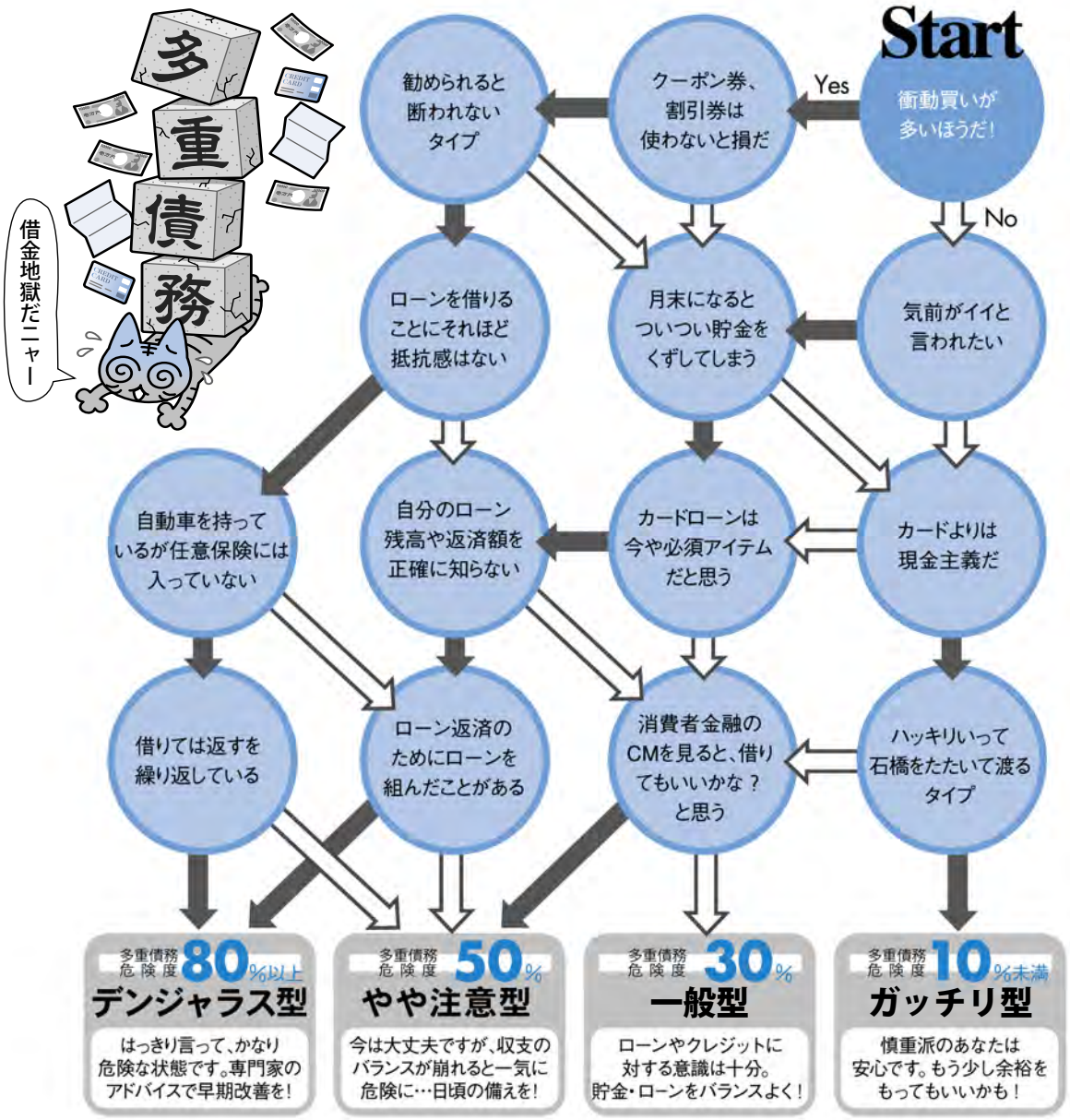
生活再建のチャンスに

どうしても債務が返済できないときの選択肢が自己破産です。裁判所に申立てて認められると、借金の返済が免除されます。しかしギャンブルや浪費などが原因の場合は免除されません。また、破産後7年間は再度の免責が受けられません。

自己破産は生活再建の最後のチャンス。それまでの生活をリセットし、新たな出発が可能です。

Yes ← No ←

多重債務キケン度 自己診断チャート



借金地獄だニヤー

消費者の自立とは?

現代はお金とうまく付き合うのが難しい時代です。見えない罠もいっぱいあります。自分の身は自分で守っていかねばいけません。マネートラブルに泣き寝入りは禁物、しっかりと立ち向かうことが自立した消費者としての第一歩です。本書で学んだ知識を、おおいに役立ててください。

ライフプランを考えてみる

収入に見合った生活をする、それが基本です。とくに雇用が不安定な今の社会ではなおさらです。将来のライフプランを考えると貯蓄や保険が身近に感じられてくるかもしれません。車の購入、結婚、住宅購入、子どもの誕生、教育費、親の介護…、人生の節目には必ず費用がかかります。各金融機関のアドバイザー等に相談すれば、何歳頃にいくら必要かといったライフプラン・シミュレーションをしてもらえます。

本日の豊かさは、

お金の問題だけでなく現代は食の安全、モノの安全、環境問題などいくつもの問題があります。流行や宣伝にまどわされることなく、あふれる情報の中から本当に自分に役立つ、価値ある情報を見分ける力が問われます。それらの選択がやがて日々の暮らしを豊かに変えていく…。自分の消費活動に責任を持つことが、自分らしく生きるための第一歩なのです。

主な相談窓口

平成25年3月現在

◆悪質商法などに関する相談など

- 消費者ホットライン（身近な消費生活相談窓口につながります）

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！
0570-064-370

- 県内の消費生活相談の各窓口*（代表番号の場合もあります）

*各窓口によって受付時間が異なります。

横浜市	045-845-6666	三浦市	046-882-1111
川崎市	044-200-3030	秦野市	0463-82-5181
相模原市(北)	042-775-1770	厚木市	046-294-5800
相模原市(相模原)	042-776-2511	(清川村にお住まいの方も)	
相模原市(南)	042-749-2175	大和市	046-260-5120
横須賀市	046-821-1314	伊勢原市	0463-95-3500
平塚市	0463-21-7530	海老名市	046-292-1000
(大磯町、二宮町にお住まいの方も)		座間市	046-252-8490
鎌倉市	0467-24-0077	南足柄市	0465-71-0163
藤沢市	0466-25-1111	(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方も)	
小田原市	0465-33-1777	綾瀬市	0467-70-3335
(箱根町、真鶴町、湯河原町にお住まいの方も)		葉山町	046-876-1111
茅ヶ崎市	0467-82-1111	寒川町	0467-74-1111
(寒川町にお住まいの方も)		(茅ヶ崎市にお住まいの方も)	
逗子市	046-873-1111	愛川町	046-285-2111
かながわ中央消費生活センター		045-311-0999	
●神奈川県警察「悪質商法110番」		045-651-1194	
●法テラス神奈川(日本司法支援センター)		050-3383-5360	
受付時間 月～金曜 9:00～17:00			

◆多重債務などに関する相談

- 神奈川県「生活再建支援相談」 045-312-1881
受付時間 毎日 13:00～18:00(面接相談は要予約)
多重債務等の借金でお困りの方
- 関東財務局横浜財務事務所「多重債務相談窓口」 045-633-2335
受付時間 月～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00
- 横浜弁護士会「無料多重債務相談」関内法律相談センター 045-211-7700(予約電話)
(注意)平成25年4月から、横浜駅西口法律相談センター 045-620-8300(予約電話)に変更
面接予約受付 月～金曜 9:30～17:00(面接時間は9:45～11:45、13:45～15:45)
(このほか川崎、相模原、横須賀、小田原、海老名にも法律相談センターがあります)
- 神奈川県司法書士会「総合相談センターかながわ」
受付時間 月～金曜 13:00～16:00 045-641-1389
受付時間 月～金曜 13:00～16:00 044-431-0026
※多重債務に関する面接(木曜 13:00～16:00)相談(要予約) 045-641-1439(予約電話)

◆暮らし全般に係わる相談

- かながわライフサポートセンター「生活相談ネット」 0120-786-579
受付時間 月～金曜 10:00～18:00

困ったときは、まず相談。

どうすればいいか迷った時は、ひとりで悩まず、家族や友人、知人に早めに相談しましょう。
また、行政をはじめ様々な相談窓口で「消費生活相談」などを行っています。
相談内容は堅く守られます。ぜひご利用ください。



悪質業者ゲキタイ法!!

悪質業者は、あらゆる手口や口実を使って契約をせまってきます。
「結構です」「いいです」「等あいまいな返事をしていると、いつの間にか契約した
ことにされていることも…。自分の意思をハッキリ伝えることが大切です。

電話勧誘編



やさしい声でかかってくるセールス電話。
なかなか切れずに、「ハイ」「ハイ」と
話を聞いているうちに、
いつのまにか契約したことにされていることも……。

「では、どうしたらよいの？」



悪質な電話勧誘には…。

訪問販売編



悪質業者は、
ドアを開けさせ、家に上がりこもうとして、
さまざまな口実を使います。

「では、どうしたらよいの？」



悪質な訪問販売には…。



悪質業者ゲキタイ法

電話勧誘編

お断りします!



- 1 勧誘の電話とわかったら「失礼します」とさっさと切る!
- 2 「話だけでも」にはご注意を! 留守番電話の活用も有効!
- 3 「必ずもうかる」「損を取り戻せる」など甘い話にのらないで!
- 4 聞かれても、自分や家族のことは話さない
- 5 勇気をだしてハッキリ言おう
「お断りします!」

訪問販売編



- 1 玄関のカギは家にいてもかけておく
- 2 「どなた?」「何の用?」しっかり聞こう身分と用件!
- 3 「無料」「タダ」にはご用心!
- 4 知らない人や、わからない用件は絶対にドアを開けない!
- 5 しつこい時は「帰ってください!」と
ハッキリ、キツパリ大きな声で!

